

秋葉台公園屋外プール夏期売店における販売仕様書

夏期売店運営事業者を選定するにあたり、次のとおり販売仕様書を定めるとともに、販売仕様書に則って、臨時販売行為申請書の提出をおこなうこと。なお、販売行為手数料が同率となった場合は、収支計画書の総額における期待収入値と事業協賛の相当額を精査して決定するものとする。

1. 設置場所 藤沢市遠藤 2000 番地の 1 秋葉台公園屋外プール
※別紙参照「出店設置場所地図」
2. 売店寸法

寸法形状	全幅	3.9m
	奥行	2.9m
	高さ	2.1m
3. 期 間 2025 年 7 月 1 日（火）から 2025 年 9 月 14 日（日）まで
ただし、急激な天候変化による屋外プールの中止やあらかじめ荒天が予測される日についてはこの限りではない。（営業予定表を参照）
4. 時 間 原則、9 時 30 分～17 時 00 分とし、屋外プールの開館時間に合わせるように努めること。ただし、市内小学生の夏休み期間前の平日については、施設管理者と調整し営業時間を短縮等できるものとする。
5. 販売品目 20 種類以上
①軽食類（焼きそば・カレー・おにぎり・たこ焼き等）
②スナック類（フライドポテト・フランクフルト・フライドチキン等）
③その他（菓子類・かき氷・フロート・ソフトドリンク等）
6. 販売価格等 全品を 700 円以下とし、かつ半数を 400 円以下とする。また、販売内容や価格などについては事前に提出し、施設管理者の許可を得ること。次に、販売者は食品衛生責任者の資格取得者を設置し、保健所が発行する営業許可証を取得していること。さらに、販売者が新規事業者として販売を行う場合は開業届出を提出すること（所得税法第 229 条に準ずる）。そして、労働衛生管理・食品衛生等で藤沢市労働基準監督署および藤沢市保健所等が必要と判断の仮設物（冷房等）の設置については販売者の負担とすること。
7. 光熱費 当施設の電気を使用した場合、使用料を全額負担すること。
8. 手数料 販売手数料は、当財団臨時販売行為取扱要綱第 6 条に基づき、総売上の 10 パーセント以上とする。また、販売手数料の納付は、施設管理者が指定する方法により支払うこととする。なお、販売手数料の納期は、当財団臨時販売行為取扱要綱第 7 条に基づき、臨時販売行為終了後から

14 日以内とし、同要綱第 5 条に定める「臨時販売行為報告書（第 4 号様式）」を施設管理者に提出すること。

9. 事業協賛 施設管理者が主催するイベント事業への協賛を提案すること。

10. 管理保全、その他

- ①消防法を遵守すること。（必ず消火器を設置すること）
- ②発電機・燃料等の危険物の取り扱いには十分に注意し、お客様の安全に最大限努めること。
- ③電気配線及び固定等万全を期し、美観等を考慮すること。
- ④ビン・アルコール類は販売しないこと。
- ⑤空き容器等、ゴミについては処理し、公園内に捨てないこと。
- ⑥公園内で許可された以外の営業行為・販売行為は行わないこと。
- ⑦軽食類やスナック類は、テント内で仕込みを終えたものを調理加工し、他所から調理して持ってくるものを販売してはならない。
- ⑧安全管理に努め、必要に応じて整理員等を配置すること。
- ⑨販売物品に関するトラブル等には、販売者が全責任を持ち、誠意を持って対応すること。
- ⑩施設・備品等を破損した場合は、直ちに申請者の責任において現状に回復すること。また、現地確認において必要と思われる備品類については個人で準備や用意をすること。
- ⑪他の施設運営に支障をきたさないこと。
- ⑫品目・価格を見やすいところに表示すること。
- ⑬使用施設に関する条例・規則（藤沢市都市公園条例・同施行規則・同有料公園施設等使用）を遵守すること。
- ⑭藤沢市地球温暖化対策実行計画の各取り組み項目を実施すること。
- ⑮盗難、破損等に関して、施設事務所は一切の責任を負いません。
- ⑯期間終了後（9 月 14 日）、2 週間以内に報告書と販売手数料の支払いをすること。
- ⑰当財団臨時販売行為取扱要綱第 11 条に基づき、販売者は臨時販売終了後に速やかに現状を回復することとし、2025 年 9 月末日までに売店テント内の物品を完全に撤去すること。また、期間内に撤去されない場合は 2025 年 10 月末日を以て、販売者が撤去を放棄したものとみなし、その処分費用の全額を販売者に請求できるものとする。
- ⑱日毎の売上金に関して、千円札・500 円玉・100 円玉の両替に協力をすること。
- ⑲その他、販売行為に関することは、本財団臨時販売行為取扱要綱に準ずるものとし、施設管理者の指示に従うこと。

以上のことに留意し、万一これらが遵守されない場合は、期間中であっても販売を中止し、予定していた売上額の補填(手数料)を請求することをご承知おきください。

以上

別紙1 「出店設置場所地図」

売店寸法形状は仕様書記載のとおり。
事前に現地確認をして状況を把握ください。

